

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第65期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 フジテック株式会社

【英訳名】 FUJITEC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内山高一

【本店の所在の場所】 滋賀県彦根市宮田町591番地1

【電話番号】 0749(30)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 財務本部長 北川由雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目9番6号

【電話番号】 03(4330)8200(代表)

【事務連絡者氏名】 総務本部副本部長 金井弘之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
フジテック株式会社 東京本社
(東京都港区三田三丁目9番6号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第64期 第1四半期 連結累計期間		第65期 第1四半期 連結累計期間		第64期	
	自 至	平成22年4月1日 平成22年6月30日	自 至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高 (百万円)		24,663		21,919		102,053
経常利益 (百万円)		1,232		396		5,447
四半期(当期)純利益 (百万円)		1,107		17		7,569
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		1,257		1,197		4,764
純資産額 (百万円)		64,290		67,492		67,161
総資産額 (百万円)		105,471		105,827		104,817
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		11.83		0.19		80.89
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		56.8		59.6		59.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含めていません。
- 3 第64期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間の世界経済は、欧米では景気回復に減速感が強まる一方、アジアでは、中国を始めとして堅調な景気拡大が持続しました。日本経済は、本年3月に発生した東日本大震災の影響による落ち込みから、生産活動の回復に伴い、持ち直しの動きがみられました。

昇降機業界におきましては、中国市場では集合住宅向けを中心に需要が引き続き拡大しましたが、北米、欧州の各市場では、建設投資が総じて低調な中、厳しい環境が続きました。日本では、震災後、需要は持ち直しつつあるものの、依然として低水準で推移しました。

このような情勢の下、当第1四半期連結累計期間における国内市場では、エレベータ「エクシオール」の受注増と共に、既設のエレベータ・エスカレータに最新の制御システムを導入するモダニゼーション事業が引き続き伸長し、国内受注高は、117億5百万円（前年同四半期比4.4%増）となりました。海外市場では、中国で集合住宅向けエレベータ「GLVF-E」を中心に新設工事が増加したものの、北米での減少や為替の円高により、海外受注高は115億36百万円（同0.8%減）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の受注高は232億42百万円（同1.7%増）となりました。なお、海外受注高は為替変動による影響を除くと、実質6.0%増となっています。

売上高は、国内売上高105億26百万円（同6.7%減）、海外売上高113億93万円（同14.9%減）となり、219億19百万円（同11.1%減）となりました。なお、海外売上高は為替変動による影響を除くと、実質では9.3%減となりました。

受注残高は、国内では新設工事およびモダニゼーション工事が共に増加し、367億25百万円（前連結会計年度末比3.4%増）となり、海外受注残高は、北米での減少や為替の円高により、605億23百万円（同7.2%減）となった結果、972億48百万円（同3.4%減）となりました。

損益面では、北米および東アジアでの減益により、営業利益は3億40百万円（前年同四半期比68.9%減）、経常利益は3億96百万円（同67.9%減）となりました。特別損益の純額は、投資有価証券評価損の計上で、88百万円の損失となり、税金等調整前四半期純利益は3億7百万円（同79.4%減）となりました。税金費用および少数株主利益控除後の四半期純利益は、17百万円（同98.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

(日本)

売上高は、保守・モダニゼーション工事が増加したものの、新設工事の減少により、112億10百万円（前年同四半期比11.1%減）となりました。営業損益は、売上高の減少や販売管理費の増加などで、1億99百万円の営業損失（前年同四半期 営業損失1億39百万円）となりました。

(北米)

売上高は、新設工事の減少により23億48百万円（前年同四半期比27.2%減）となり、営業損益は、売上高の減少や新設工事の採算低下により、2億58百万円の営業損失（前年同四半期 営業損失10百万円）となりました。

(欧州)

売上高は、エスカレータ新設工事が減少し、1億円（前年同四半期比37.6%減）となり、営業損益は保守の利益率低下もあり、8百万円の営業損失（前年同四半期 営業利益6百万円）となりました。

(南アジア)

売上高は、新設工事の納期延伸などで、23億61百万円（前年同四半期比6.7%減）となりました。営業利益は、原価削減による新設工事の採算向上により、4億18百万円（同46百万円増）となりました。

(東アジア)

売上高は、中国でエレベータ新設工事が増加したものの、香港、韓国での新設工事の減少および為替の円高により、70億90百万円（前年同四半期比1.6%減）となり、営業利益は、価格競争の激化や原材料費の高騰などで、3億89百万円（同4億89百万円減）となりました。

財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産額は、1,058億27百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億9百万円増加しました。これは主に、受取手形及び売掛金の減少に対し、現金及び預金ならびに原材料及び貯蔵品が増加したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ6億78百万円増加し、383億35百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加した一方、工事損失引当金および前受金が増加したことによります。

純資産額は、674億92百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億31百万円増加しました。これは主に、剰余金の配当による減少に対し、為替換算調整勘定が増加したことによります。また、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は59.6%（前連結会計年度末比0.3ポイント減）となり、1株当たり純資産額は673.55円（同2.31円増）となりました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更ならびに新たに発生した課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は昭和23年（1948年）に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界22の国と地域に12の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民ならびに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフサイクルを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

2. 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

(1) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、平成22年4月から新しい中期経営計画（One Goal, One Fujitec）をスタートさせました。

新中期経営計画では

- * グローバル、特にアジアを今後最も成長するエリアと位置付け、ポジションを高める。
- * 国内事業を構造改革し、新設事業の収益改善とアフターマーケットのポジションを高める。
- * 安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応えるために、人材の育成を強化する。

という3つの経営ビジョンを掲げ、グローバル市場でのプレゼンスをより一層高め、企業価値の更なる増大に努め、世界のステークホルダーから高い信頼を得る企業組織体へと進化することを経営の方針の中核としています。

(2) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成22年6月25日開催の当社第63期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（大規模買付ルール）を定めております。

この大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者に対し、（ ）事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ ）当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、（ ）当社取締役会が株主の皆様にご提示した当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定の株主グループに対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請します。

イ. 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。

大規模買付ルールにおいては、事前に定めた客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定しております。

また、大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、取締役会検討期間の延長を決議する場合、新株引受権の無償割当による対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

3. 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、以下の理由から、大規模買付ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勧案しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

大規模買付ルールによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

(3) 株主意思を重視するものであること

大規模買付ルールは、平成19年6月27日開催の当社第60期定時株主総会ならびに平成22年6月25日開催の当社第63期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得て、導入、更新しているものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、大規模買付ルールの発動について株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとされています。

さらに、大規模買付ルールには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、且つ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されることとなります。その意味で、大規模買付ルールの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(4)独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5)合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(3)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、4億20百万円であります。このうち、日本において4億17百万円、南アジアを中心とした海外において2百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4)資本の財源および資金の流動性についての分析

当社グループは、運転資金および設備投資資金については、内部資金または借入により調達しています。このうち、運転資金の借入による調達は、期限が一年以内の短期借入金で、各々の連結会社が運転資金として使用する現地通貨で調達することが一般的であります。平成23年6月30日現在、短期借入金残高は3億36百万円であります。これに対して、生産設備などの長期資金の借入による調達は、原則として、長期借入金で行っています。平成23年6月30日現在、長期借入金残高(1年以内返済予定の長期借入金を含む)は35億98百万円であり、円および米ドルによる借入であります。

当社グループは、営業活動から得られるキャッシュ・フローおよび借入、必要に応じて資本市場等よりの調達により、当社グループの成長を維持するために将来必要な運転資金および生産設備などの長期資金を調達することが可能と考えています。

なお、当社は現在、社債発行枠が100億円の発行登録を継続しています。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	93,767,317	93,767,317	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株
計	93,767,317	93,767,317		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日 ~平成23年6月30日		93,767		12,533		14,565

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿により記載しています。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 193,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,276,000	93,276	
単元未満株式	普通株式 298,317		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	93,767,317		
総株主の議決権		93,276	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれています。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれています。
- 2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株および当社所有の自己株式269株が含まれています。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
フジテック株式会社	滋賀県彦根市宮田町591番地1	193,000		193,000	0.21
計		193,000		193,000	0.21

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,359	23,384
受取手形及び売掛金	26,213	23,671
商品及び製品	2,442	2,953
仕掛品	2,109	2,152
原材料及び貯蔵品	5,085	5,879
その他	5,121	5,779
貸倒引当金	444	561
流動資産合計	61,887	63,258
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	18,305	18,669
機械装置及び運搬具（純額）	2,100	2,349
工具、器具及び備品（純額）	1,354	1,385
土地	6,832	6,843
リース資産（純額）	14	12
建設仮勘定	909	260
有形固定資産合計	29,517	29,521
無形固定資産		
のれん	816	817
その他	1,971	1,964
無形固定資産合計	2,788	2,782
投資その他の資産		
投資有価証券	4,434	4,357
長期貸付金	20	20
その他	6,350	6,052
貸倒引当金	179	164
投資その他の資産合計	10,625	10,265
固定資産合計	42,930	42,568
資産合計	104,817	105,827

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,567	10,683
短期借入金	2,389	336
1年内返済予定の長期借入金	2,312	2,312
未払法人税等	563	542
賞与引当金	1,676	1,953
工事損失引当金	2,394	2,884
その他の引当金	456	414
前受金	6,607	8,817
その他	4,725	4,211
流動負債合計	31,693	32,156
固定負債		
長期借入金	1,287	1,286
退職給付引当金	4,375	4,591
その他	300	300
固定負債合計	5,962	6,178
負債合計	37,656	38,335
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,533	12,533
資本剰余金	14,565	14,565
利益剰余金	55,744	55,106
自己株式	128	129
株主資本合計	82,715	82,076
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	404	409
為替換算調整勘定	20,309	19,460
その他の包括利益累計額合計	19,904	19,051
少数株主持分	4,350	4,466
純資産合計	67,161	67,492
負債純資産合計	104,817	105,827

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	24,663	21,919
売上原価	20,038	17,854
売上総利益	4,625	4,064
販売費及び一般管理費	3,528	3,723
営業利益	1,096	340
営業外収益		
受取利息	76	56
受取配当金	75	69
助成金収入	74	-
その他	131	40
営業外収益合計	358	167
営業外費用		
支払利息	54	33
為替差損	96	63
その他	71	15
営業外費用合計	221	112
経常利益	1,232	396
特別利益		
固定資産売却益	269	0
貸倒引当金戻入額	13	-
特別利益合計	282	0
特別損失		
固定資産除売却損	5	3
投資有価証券評価損	-	85
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	16	-
特別損失合計	21	89
税金等調整前四半期純利益	1,493	307
法人税、住民税及び事業税	332	236
法人税等調整額	214	123
法人税等合計	117	113
少数株主損益調整前四半期純利益	1,376	193
少数株主利益	268	176
四半期純利益	1,107	17

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,376	193
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	420	4
繰延ヘッジ損益	3	-
為替換算調整勘定	304	999
その他の包括利益合計	118	1,003
四半期包括利益	1,257	1,197
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	939	870
少数株主に係る四半期包括利益	317	327

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第1四半期連結累計期間の「貸倒引当金戻入額」は営業外収益の「その他」に計上していますが、前第1四半期連結累計期間については遡及処理を行っていません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
受取手形割引高	6百万円	4百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	593百万円	572百万円
のれんの償却額	23百万円	21百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	561	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	655	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	北米	欧州	南アジア	東アジア	計		
売上高								
外部顧客への売上高	11,931	3,220	160	2,479	6,872	24,663		24,663
セグメント間の内部 売上高又は振替高	684	5	0	50	332	1,074	1,074	
計	12,615	3,225	161	2,530	7,204	25,738	1,074	24,663
セグメント利益又は 損失()	139	10	6	371	878	1,106	10	1,096

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 10百万円には、セグメント間取引消去21百万円、のれんの償却額 23百万円およびたな卸資産の調整額 8百万円が含まれています。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	北米	欧州	南アジア	東アジア	計		
売上高								
外部顧客への売上高	10,540	2,343	98	2,360	6,576	21,919		21,919
セグメント間の内部 売上高又は振替高	670	4	1	0	513	1,191	1,191	
計	11,210	2,348	100	2,361	7,090	23,110	1,191	21,919
セグメント利益又は 損失()	199	258	8	418	389	341	0	340

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 0百万円には、セグメント間取引消去10百万円およびたな卸資産の調整額 10百万円が含まれています。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	11円83銭	0円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	1,107	17
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	1,107	17
普通株式の期中平均株式数 (千株)	93,578	93,572

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 9日

フジテック株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田茂善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本伸吾 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。